

神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する委員会規約

（名称）

第1条 本委員会は、「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する委員会（以下「委員会」という。）」と称する。

（趣旨）

第2条 委員会は、神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）のルートを検討するに当り、学識経験者から助言を求めるために設置するものである。

（検討事項）

第3条 委員会は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を検討する。

- （1）ルート検討の進め方に関わる事項
- （2）ルート帯に関わる事項
- （3）その他必要な事項

（委員会の組織）

第4条 委員会は、別表1に掲げる学識経験者の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、中村英樹教授とする。
- 3 委員は、事務局が委嘱する。

（部会の設置）

第5条 委員会において、第3条（2）に関する複数案を設定するにあたり、地形や地質、構造上の技術的な課題や配慮すべき事項等を整理するため、学識経験者等で構成される技術検討専門部会（以下「技術部会」という。）を置く。

- 2 技術部会は、検討・協議した結果について、委員会に対して報告を行う。
- 3 技術部会に関して必要な事項は、別に定める。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、神奈川県及び静岡県に置くものとし、委員会の円滑な運営にあたることとする。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、オブザーバーとして参加を求めることができる。オブザーバーは、委員会において、必要に応じて、意見を述べ又は説明を行うことができるものとする。

（議事の公開）

第8条 委員会の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

- 2 委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。
- 3 委員会資料や議事要旨等については、委員会終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については公表しないものとする。

(その他)

第9条 委員会の運営における必要な事項は、別に定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和3年6月30日から施行する。

この規約は、令和6年5月31日から施行する。

この規約は、令和8年1月16日から施行する。

【別表1】

委員

氏名	所属	専門分野
岩田 孝仁	静岡大学 客員教授	防災
大久保 あかね	静岡県立大学 教授	観光
奥 真美	東京都立大学 教授	環境
◎中村 英樹	名古屋大学 教授	道路・交通
藤山 知加子	横浜国立大学 教授	構造
二村 真理子	東京女子大学 教授	経済

敬称略、五十音順、◎は委員長

オブザーバー

所 属		役 職
国土交通省	関東地方整備局道路部道路計画第一課	課長
国土交通省	中部地方整備局道路部道路計画課	課長